

由布市地域消費喚起プレミアム付商品券事業実施要項

1. 事業の目的

業種を問わず幅広く利用可能なプレミアム商品券を発行し、個人消費の活性化を図ることにより、コロナ禍及び物価高騰等によって打撃を受けた市内の事業活動の着実な回復を後押しする。

2. 事業の規模

発行総額 3億9千万円

紙商品券 2万冊（プレミアム率30%）

電子商品券 1万口（プレミアム率30%）

※紙商品券と電子商品券の重複購入不可

3. 事業主体（発行者）

由布市

4. 販売について

●申込期間 令和5年2月9日（木）から令和5年2月28日（火）まで

※応募多数の場合抽選

●販売期間 一次販売 令和5年3月18日（土）から令和5年3月31日（金）

残余販売 令和5年4月10日（月）から令和5年6月30日（金）

※無くなり次第終了

●販売金額 紙商品券 1冊10,000円（1,000円券13枚綴り）

電子商品券 1口10,000円（10,000円チャージに対して
3,000コイン付与）

●購入上限 紙商品券 1人あたり40,000円（4冊）

電子商品券 1人あたり50,000円（5口）

5. 使用対象外物品等

（1）不動産及び金融商品（土地及び家屋の購入代金、借入資金等）

（2）たばこ

（3）換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、切手、印紙、宝くじ等）

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

（5）国税、地方税、使用料その他の公租公課

（6）事業活動に伴い発生する原材料、機器類、仕入商品等の支払いに係るもの

- (7) 福祉、医療及び介護費用の支払いに係るもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

6. 券面表示事項

プレミアム付商品券に次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 実施主体及び所在地
- (2) 金額及び使用期間
- (3) 通し番号
- (4) 釣銭の取扱い
- (5) 紛失、盗難等の免責
- (6) ほか、市長が定めるもの

7. 取扱店

取扱店は以下のいずれも満たすものとする

- (1) 由布市内に事業所を有し、営業を行っているもの
- (2) 本事業の取扱店として、ゆふで満足プレミアム商品券加盟店登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、市へ登録申請を行ったもの

8. 取扱店申込方法

- 登録期間 令和5年1月12日（木）～随時
- 申込方法 別紙「ゆふで満足プレミアム商品券加盟店登録申請書」に記入の上、由布市商工観光課に提出。もしくは、専用受付フォームから電子申請。
- 取扱店の換金手数料 無料

9. 取扱店の責務

取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (2) 市が配布するステッカーを来客者の見やすい場所に掲示すること
- (3) 商品券の偽造等、不正の疑いがある場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに市へ報告すること
- (4) 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと

※市は、取扱店が前各号に反する行為を行った場合は、取扱店の登録を取り消すことができる。

10. 取扱店の登録解除

取扱店が、自ら取扱店の登録の解除を希望する場合は、市に申し出ることができる。

11. 換金について

- 紙商品券 登録事業者が紙商品券を取りまとめ、紙商品券の裏面に署名捺印を行い、由布市商工会が定める換金請求書に記入の上、由布市商工会に請求するものとする。
- 電子商品券 換金期間内の各月10日および25日の0時時点において、ゆふPayのシステムにより自動的に請求を行うものとする。
- 換金期間 紙商品券 令和5年3月18日から令和5年8月31日
電子商品券 令和5年3月18日から令和5年7月31日
- 換金スケジュール

	月	締日	支払日
	紙 商 品 券	3月	24 (金)
10 (月)			14 (金)
4月		25 (火)	28 (金)
		10 (水)	15 (月)
5月		25 (木)	31 (水)
		9 (金)	15 (木)
6月		23 (金)	30 (金)
		10 (月)	14 (金)
7月		25 (火)	31 (月)
		10 (木)	15 (火)
8月		25 (金)	31 (木)

	月	締日	支払日
	電 子 商 品 券	3月	25 (土)
10 (月)			14 (金)
4月		25 (火)	28 (金)
		10 (水)	15 (月)
5月		25 (木)	31 (水)
		10 (土)	15 (木)
6月		25 (日)	30 (金)
		10 (月)	14 (金)
7月		25 (火)	31 (月)

12. 商品券の額面について

- 紙商品券 1,000円券13枚綴り
A券（大型店以外）8枚、B券（全店共通）5枚
- 電子商品券 10,000円チャージに対して3,000ポイント付与
A券（大型店以外）8,000円、B券（全店共通）5,000円

13. 使用対象外物品等

- (1) 不動産及び金融商品（土地及び家屋の購入代金、借入資金等）
- (2) たばこ
- (3) 換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、切手、印紙、宝くじ等）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (5) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
- (6) 事業活動に伴い発生する原材料、機器類、仕入商品等の支払いに係るもの
- (7) 福祉、医療及び介護費用の支払いに係るもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

14. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。